

近現代の皇室經濟制度に関する諸問題

金沢工業大学講師

川田 敬一

はじめに

今年（平成十七年）、政府が設置した「皇室典範に関する有識者会議」では、皇室や国家の根幹に関わる皇位繼承⁽¹⁾を中心に議論されている。しかし、『皇室典範』には直接規定されていないが、皇室經濟制度は皇位繼承や天皇の地位と密接に関わるものであり、そこには議論を尽くさなければならぬ問題がある。

ところで、皇室制度や国家制度を議論する際、日本の歴史や外国との関係をふまえて検討する必要がある。つまり、現在ある問題を正確に認識したうえで、皇室関係法令がどのような目的で制定され、何に留意しながら議論されたのかを理解しなければ、正しい結論を導き出すことはできない。また、近代日本は、旧来の制度の長所を可能な限り受け継ぎながら、欧米の制度を採り入れてきた。よって、皇室制度や国家制度の形成過程で、日欧制度を比較して、何をいかなる理由で取捨したのかを明らかにすることは、将来の皇室制度を考えるうえで重要である。

そこで、本稿は、まず、①現在の皇室經濟制度を概観して、種々の問題点があることを指摘する。つぎに、②明治から昭和戦前期における皇室經濟制度の制定過程における重要な議論や③戦後の皇室財産処理と日本国憲法制定過程

におけるGHQとの交渉でなされた議論の争点を明らかにする。さらに、④日欧君主の来歴の違いを明確にし、イギリス王室経済制度についても言及する。皇室経済制度は、天皇の地位、皇位継承、政教分離問題などと深く関わるので、明快な結論を導くのは困難であるが、今後の皇室制度を考えるうえでの一助になれば幸いだと念じている。

なお、本稿は、平成十六年九月十一日、明治聖徳記念学会例会において「近代皇室経済制度について」と題して発表させて頂いたものを土台に、従来の研究成果⁽²⁾をふまえて、補訂を加えたものである。また、「皇室財産制度」ではなく「皇室経済制度」としたのは、土地・建物、有価証券、預貯金などの財産だけではなく、広く皇室費や課税問題も対象としたためである。

一、現在の皇室経済制度の概要と問題

(1) 皇室財産の区別・財産授受の制限

本節では、皇室財産の区別、財産の授受、皇室費の区別、課税の問題を取り上げる。すべての問題に共通する争点は、皇室の費用や財産を公的なものと私的なものとに区別できるのか、天皇に純粹な私的財産が存在するのかにある。憲法八十八条に、「すべて皇室財産は、国に属する」とある。これは、戦後、皇室財産を解体しようとしたGHQの政策にもとづくものであるが、当時の日米交渉では、ここにいう「皇室財産」は、皇室の公的財産と位置づけられた。これとは別に私的財産を、天皇や皇族は、日本国民として当然に有するものである(後述)。

これをうけて制定された国有財産法に規定される「皇室用財産」は、国有財産のなかの行政財産の一つである(国有財産法三条)。よって、「皇室用財産」は国の財産であり、皇室に帰属する財産ではない。これとは別に「皇位」とも

に伝わるべき由緒ある物」(皇室経済法七条)がある。つまり、皇室用財産である皇后や御用邸、皇位とともに伝わるべき由緒物である宮中三殿など以外は、天皇の私的財産だと考えることもできる。しかし、天皇の地位や役割をふまえると、それらが純粹に私的財産だとは言いがたい。

また、皇室と国民との間で財産を授受(下賜・献上)するには、国会の議決が必要となる(憲法八条)。戦後占領期、皇室に莫大な財産を再び蓄積させないようにすることがGHQの目的だったのであるが、それは同時に、天皇・皇族の行動および国民の自由を制限する制度でもある⁽³⁾。

ところが、皇室から国民への下賜、国民から皇室への献上といった財産の授受について、憲法の規定どおりすべて国会の承認が必要となると不便なので、一定の例外がある。天皇は、国会の承認なしに年間一八〇〇万円下賜することができ、また、国民から天皇への献上の年間総額は六〇〇万円である(皇室経済法施行法二条)。しかし、その額の多寡を考えてみると、均等に分けると国民一人当たり約〇・一五円の下賜、〇・〇五円の献上ということになる。天皇は国民一人ひとりを赤子として接されるわけだから、その額が充分であるとは到底いえない。しかも、毎年の内廷費が三億二四〇〇万円(皇室経済法施行法七条)なので、下賜の額もおのずと制限されることになる。

(2) 皇室費の区別

毎年、皇室費が国家予算に計上される(平成十六年度は六九億二六八四万円)。皇室費は三つに区別され(皇室経済法三条)、その内訳は、内廷費・三億二四〇〇万円、宮廷費・六三億〇三〇二万円、皇族費・二億九九八二万円である。費用の出所はすべて国庫だが、内廷費と宮廷費との区別に問題がある。なお、皇室費とは別に、宮内庁職員や皇宮警察本部(警察庁)の費用がある。

内廷費とは、天皇・内廷にある皇族(現在は皇后、皇太子、皇太子妃、紀宮)の日常の費用、その他内廷諸費に充てる

もので、これは御手元金となり、宮内庁の經理する公金ではない（皇室經濟法四條）。いっぽう宮廷費は、儀式、國賓・公賓等の接遇、行幸啓、外国訪問など皇室の公的活動等に必要な経費、皇室用財産の管理に必要な経費、皇居等の施設の整備に必要な経費などで、宮内庁の經理する公金である（皇室經濟法五條）。ここで、宮廷費は公金だから公的費用公金でない内廷費は私的費用と明確に区別するとの解釈もできる。しかし、天皇・皇室の役割や地位を考えると、純粹に私的な費用が存在するのかが問題となる。

しかも、このことは、政教分離の原則とも関わり、公金から宗教に関する費用を支出することは違憲だという議論がある。⁽⁴⁾つまり、毎日の宮中祭祀や即位礼・大嘗祭の宗教と関わる儀式の費用は、公的費用である宮廷費から支出しなくてはならないというのである。しかし、宮中祭祀や大嘗祭などは、天皇が国家・国民の安寧と五穀豊穡を願われるものなので、いわゆる宗教儀式と断言できない。結局、平成の大嘗祭は皇室の公的な儀式とし、その費用は宮廷費から支出され、即位礼正殿の儀は国の儀式として行われた。

なお、皇室經濟制度は、皇位継承や女性天皇問題にも密接に関わる。例えば、女性天皇を認める場合、女性宮家が創設されることになり、皇統は確保できるが、皇族の人数が増加することになるので、財政上の問題を避けることができない。明治の『皇室典範』の起草過程において、天皇から何世離れても皇族とする、永世皇族主義と天皇から五世隔たれば皇籍を離れてもらうべきだとする主張とがあった。前者は皇統を保持することを目的とし、後者は財政を逼迫させないことを考慮したものである。結局、明治二十二年の『皇室典範』では永世皇族主義が採用されたのであるが、明治四十年の『皇室典範増補』で皇籍離脱（臣籍降下）の道が開かれた。

このように、皇室費の問題は皇位継承の問題とも密接に関係するので、国庫から支出される皇室費だけでなく、それ以外の皇室財産のことも含め、慎重に議論する必要がある。

(3) 課 税

内廷費、皇族費、国有財産である皇室用財産、皇位とともに伝わるべき由緒ある物は非課税であり、国庫からの費用については天皇・皇族は課税されない（所得税法九条・相続税法十二条）。内廷費・皇族費は、天皇・皇族に必要な年間の費用を算出しているのであるから、課税するならば、税を含めた額を予算に計上しなければならなくなる。また、宮中三殿や三種の神器などに価格をつけ、売買することは、事実上不可能である。

いっぽう、住民税、相続税、皇族の別荘の固定資産税は課税される。天皇・皇族の身分に関する事項は皇統譜に記載され、一般国民の戸籍とは異なるが、天皇・皇族は住民税を納められている。しかも、今上陛下は昭和天皇から継承された財産の相続税約四億円を支払われ、皇族の別荘は私的財産と位置づけられている。

ここで問題は、そもそも、日本国および日本国民統合の象徴である天皇に、納税の義務があるのかということである。天皇・皇族が自発的に納税されるのは別だが、制度上課税するというのは、天皇・皇族の尊厳を傷つけることになる。なろう。

二、戦前期における皇室経済制度

(1) 中央集権国家の整備

幕末に開国した日本は、欧米に独立国家と認めさせ、対等に外交するために、欧米型の近代国家制度の構築を急務とした。そこで、従来、各藩にあった政治、財政、軍事などの権力を中央政府に集中させたのである。その際、岩倉

具視や伊藤博文ら政府の中枢は、新国家創設の中心を天皇・皇室に求めた。つまり、明治の出発点は、天皇中心の中央集権国家を構築することであった。昭和の戦後占領期も同様だが、混乱した日本を立て直すには天皇・皇室の求心力が必要だったのである。

そこで、まず、国家の基本方針として、慶応三（一八六七）年の「王政復古の大号令」、翌年の「五箇条の御誓文」により、天皇親政、公議政体、旧来の陋習の打破、知識を世界に求めることなどが示された。⁽⁶⁾これにもとづく中央集権化の具体策が、明治二（一八六八）年の版籍奉還、四年の廃藩置県、六年の徴兵令であり、各藩にあった土地、国民、軍事を中央政府に帰属させ、各府県には中央から知事・県令を派遣したのである。

(2) 宮府の分離

皇室と国家とは密接に関わるが、日本が手本にしたヨーロッパの立憲君主制は、国家と君主とを区別するものであった。また、「五箇条の御誓文」にもとづいて出された明治十四（一八八二）年の「国会開設の勅諭」により、明治二十三年に議会在閣設されることになった。そこで、岩倉らが憂慮したのは、新国家の中心である天皇・皇室の根幹に関わる皇位継承や財産といった事項にまで、議会在閣設が干渉する可能性があることであった。それを避けるために、皇室と国家（政府）とを分離して、天皇・皇室の尊厳を保持しようとしたのである。⁽⁷⁾

宮府分離の実施は、まず明治十七年の皇室財産設定建議（松方正義）を採用して、翌十八年に日本銀行・横浜正金銀行の株が移管された。これは財産上の分離であり、その後は有価証券だけでなく山林原野も皇室に編入された。また、同十八年の内閣制度（太政官達第六十九号）で、宮内大臣は、国家の大臣の一員として列挙されたが、内閣からは除外された。ついで十九年、皇室の会計が国家の会計から区別された（歳入歳出納規則・皇室会計法）。さらに、明治二十二年、皇室の基本法である『皇室典範』が大日本帝国憲法とは別に制定されたのである。このように、天皇・皇室の

尊厳を守るために、皇室の財産・会計・根本法を国家（政府）の制度から区別し、宮内大臣を政治外においたのである。なお、戦前にも国庫から皇室費が支出された（皇室典範四十七条）。明治二十年以降、固定額二五〇万円が毎年支払われるようになり、二十二年には三〇〇万円、四十三年には四五〇万円に増額された。この金額は、増額の時のみ、議会の議を経なければならず、会計検査院の検査も不要であった（同四十八条）。

（3） 皇室経済制度の制定過程における議論

皇室制度を調査・起草する際、最大の争点は、天皇・皇室の尊厳を傷つけないでいかにして成文化するのかにある。以下に、明治の『皇室典範』、『皇室財産令』、『皇族遺言令』について、制定当時の議論を中心に個別に考察する。

① 『皇室典範』

明治二十二年制定の『皇室典範』草案は、明治十九年以降、宮内省で伊藤博文・井上毅・柳原前光が中心となって作成された。『皇室典範』には、皇位継承規定だけでなく経済に関する規定もあり、天皇であっても処分することのできない「世伝御料」（四十五条・四十六条）および国庫支出の「皇室経費」の規定があった。最終の審議が行われた枢密院会議で、「天皇は世伝御料以外の財産を自由に処分できる」とする規定の存否について最も議論された。⁽⁸⁾

結局、世伝御料以外は「私法上」の財産なので、自由に処分できるのは当然だとして、同規定は明文化されなかった。皇室の基本法に多くを明文化しないことにより、天皇の尊厳を守ったことになる。ちなみに、世伝御料以外の財産（普通御料）であっても、天皇は自由に処分できなかったため、普通御料が私的財産だと断定することはできないのである。

『皇室典範』制定後しばらくは、本格的な皇室制度の調査・起草はなされなかったが、明治三十二年設置の帝室制度調査局（総裁伊藤博文）で多くの皇室令が起草され、明治四十年から大正十五年にかけてつぎつぎに公布された。『皇

皇室典範」は皇室の「家法」として正式に公布されなかったが、皇室の事も国家と密接に関わりがあるとして、皇室関係法令も公布するようになったのである（公式令・明治四十年勅令六号）。

② 『皇室財産令』

『皇室財産令』は、明治四十三年に公布された（皇室令三十三号）。その構成は御料・皇族財産・帝室経済会議であり、内容は民法の総則規定に相当するが、対象が天皇・皇族であるために特別の皇室令が制定されたのである。

民法と共通する規定については、用語や手続きに注意が払われている。例えば、民法の禁治産（現行の成年後見）規定で使われている「心神喪失」や「聾者・啞者・盲者」ではなく「精神の重患」や「身体の重患」の語が用いられた。また、国民の禁治産宣告・準禁治産宣告は、裁判所がするのであるが、皇族の場合は天皇の勅によってなされる。さらに、『皇室財産令』には、皇族の禁治産宣告の公告・解除、保佐人の解任の規定がある。これは、皇族が皇位継承に関わるなど国家に重大な影響を及ぼすので、国民に知らせる必要があると考えられたのであろう。

③ 『皇族遺言令』

『皇族遺言令』は、大正十五年に公布された（皇室令十号）。皇「族」遺言令となっているのは、天皇に関する規定がないためであり、起草段階では天皇の遺言（遺命）についても規定する「皇室遺言令」であった。この点が、最も活発に議論されたところであり、遺命規定を明文化するべきかが争点となった。

遺命規定を明確にするべきだとする意見の代表的理由は、天皇の遺志が正しく伝わらない可能性があることを憂慮し、遺命の法的効力を明確にするべきだといふものである。他方、遺命規定を皇室令に規定するべきではないとする意見の代表的理由は、法令で天皇の意思表示を制限してはならないということであった。結局、遺命規定は削除されるのであるが、両主張の根本は共通しており、いかにして天皇の尊厳を保持するのかにあったのはいうまでもない。

以上のことから、皇室の制度を成文化することは天皇・皇族の意思を制限することになるので、天皇・皇室の尊厳

保持に配慮して、ある事項を明文化するべきかが、皇室制度制定の際に重視されたことは明らかである。現在においても、この点に留意しながら皇室制度に関する議論をしなければならない。

三、戦後の皇室財産処理

(1) 皇室財産の解体

皇室財産には、日本郵船、鉄道会社、銀行などの株式の他、東京市や大阪市などの地方債、地金、御料地などが編入され、昭和二十一（一九四六）年の財産評価額は約三七億円であった。しかし、これらの財産は、財産税法（昭和二十一年法律五十二号）および日本国憲法に則って、事実上すべて解体されることになる。

まず、二十年十一月の「最高司令官に対する降伏初期の基本指令」(JCS380/15)⁽¹⁰⁾で、皇室財産は、分散・隠匿・略奪を避けるために凍結された。つぎに、財産税法により、評価額約三七億円の九割にあたる約三三億円の財産税が課された（物納）。残る財産も、憲法八十八条により国家に帰属させ、最終的に、皇室全体の私的財産として、身の回りの品と預金・有価証券など一五〇〇万円相当が残されたのである。

このように、GHQは、憲法・法律によって皇室財産を解体した。しかし、宮内省は二十一年二月に、皇室財産が財産税の対象となることは天皇も承知しているが、当時の国内情況を打開するために、天皇自らが皇室財産を無償で政府に移管することや公益団体に下賜することを希望した。⁽¹¹⁾これは、皇室の尊厳を守るだけでなく、昭和天皇が国民と共に日本建設に邁進すべきだと決意された二十一年一月の「新日本建設の詔書」を具体化するためのものと思われるが、GHQに受け入れられなかった。

(2) 憲法成立過程の皇室財産議論

日本国憲法の皇室財産条項をめくり、日本とGHQとの間で最も活発に議論されたのは、皇室財産の国家帰属に関する八十八条の草案に規定された、皇室の「世襲財産」の性質についてであった。双方の主張は相反するもので、GHQは皇室財産の縮小を最大のねらいとし、日本は皇室に財産を残すための法的根拠を必要としたのである。

昭和二十一年二月以前に作成された日本側の憲法草案には、皇室財産処理に関する規定はなく、帝国憲法と同様、皇室費と議会との関係のみが規定された⁽¹²⁾。ところが、マッカーサーの示した草案⁽¹³⁾には、世襲財産以外の皇室財産は国に帰属することが規定された。日本側は、当然同条の削除を主張したが、却下された。そこで、マッカーサー草案に規定された国に移管されない「世襲財産」に、収益をうむ財産も含むのが議論の争点となった。GHQ側は収益をうむ財産は含まないと主張し、逆に日本側は収益をうむ財産を含むと主張した。双方の主張は平行線をたどったままだったが、ホイットニーが提示した「世襲財産」について明文化しない案で⁽¹⁴⁾日本側が妥協し、それがそのまま憲法八十八条になったのである。

つまり、すべての公的な皇室財産は国家に帰属するが、天皇に残す若干の財産と皇室費を節約した残余とにより、今後も私的財産の蓄積は可能だというのが、GHQ側の解釈である。おそらく、GHQは、当初から、ヨーロッパ各国の君主と同様、天皇も当然に私的財産を所有することを前提として日本と交渉したと思われる。しかし、日本側は、私的財産を天皇が所有することは従来の日本の概念と相容れないので、GHQの主張を理解していなかったか、理解しているがあえてそれを受け入れなかったのではないかと考えられる。

四、欧州王室経済制度との比較

(一) 日欧君主の来歴の違い

皇室制度は、ヨーロッパの王室制度と比較されることが少なくない。明治時代、ヨーロッパ各国の制度を綿密に調査して、大日本帝国憲法や『皇室典範』をはじめ各種制度を整備したのであるが、これらは、ヨーロッパの制度を日本の歴史や国柄にあうように共通点を見つけながら、時間をかけた調査と議論の末、完成されたものである。

特に、皇室制度の場合、天皇とヨーロッパ各国の君主との来歴の違いに注意しなければ、天皇・皇室のことを正確に議論できない。近代ヨーロッパの立憲君主制は、市民革命という国民による専制君主制への反発によって成立したものである。つまり、従来強大であった君主の権限が縮小され、君主が行使できる限定された権限を憲法などに規定する必要がある。これに対して日本では、天皇を中心とした新しい国を作ることが明治の出発点であり、天皇自身が新国家建設のことを国民に知らしめた。しかも、江戸時代、天皇に實際上ほとんどなかつた国家統治の権限が、天皇大権として帝国憲法に明らかにされたのである。この点が、革命によって権限が制限されたヨーロッパの立憲君主との大きな違いである。

ここで、財産についてみると、日欧君主に、皇位（王位）とともに伝えるべき君主でさえも処分することのできない世襲財産（収益あり）があつた。しかし、処分できないという性質の根拠が異なる。近代ヨーロッパの王室財産は、君主が恣意に王室財産を処分できないように、君主の領土であった全国土を縮小して設定されたものである。しかし、日本では天皇中心の国家を構築するために、皇室財産を設定する必要があつた。つまり、強固な皇室の財政

基盤を確立し、議会や民権派などが皇室に関与できないようにするために、世襲財産（世伝御料）が設定されたのである。

また、国庫支出の皇室費（シヴィル・リスト）の財源も日欧で異なる。日本では皇室費の財源はすべて国民の税金であったが、ヨーロッパでは、シヴィル・リストの財源の全部もしくは一部は、王領地よりの収入を国庫に納めたものであった。日本の場合、明治三十年頃から皇室費だけでは収入不足であったが、たとえ十分な額を皇室に供することができなくても、国庫から毎年皇室費を出すこと自体が重要なのであり、それが国庫至重の義務とされたのである（皇室典範四十七条）。

このような日欧君主の来歴の違いを理解したうえで、現在ある皇室制度の問題をヨーロッパの王室制度と比較しつつ、議論を尽くすことが重要なのである。

(2) 現在の英国王室財産制度

最後に、二〇〇二年度のエリザベス女王の費用について簡単に概観しておく。国家元首としての公的財源は、三六二〇万ポンド（一ポンド一九八円換算で七一億六七六〇万円）である。その内訳は左のとおりである。⁽¹⁶⁾

シヴィル・リスト	九七〇万ポンド	エディンバラ公の費用	四〇万ポンド
政府補助金	二一四〇万ポンド	政府・王領地からの直接支出	四七〇万ポンド

このうち、シヴィル・リストの七割は人件費に使用される。また、エディンバラ公の費用は議会に認められたものであり、政府補助金は宮殿の維持・管理や行幸のために使用される費用である。

なお、イギリスの君主は、国王であると同時に貴族（ランカスター公）の身分も有するので、ランカスター公領からの収入（七三一万ポンド・課税前）がある。ランカスター公領は、一三九九年以来君主が保有する約二万ヘクタールの土地である。土地そのものに対する君主の権利はなく、そこから生じる収入だけが君主の権利に属する。

これら以外に、私的財産も所有する。総額は不明であるが、次王に継承されるべき、王位に伴う宝器、バッキンガム宮殿、ウインザー城などを含む。ちなみに女王は、イギリス国外に財産を所有していない。

むすび

皇室経済制度に関する問題は天皇の地位や役割と密接に関わるものであり、そのことを議論する際には、明治・大正の『皇室典範』や皇室令を調査・起草した時と同様、天皇・皇室の尊厳をいかにして守るのかを最も考慮しなければならぬ。その際、ヨーロッパの君主との違いを十分に理解して議論を深める必要がある。

イギリスの君主は「諮問に対し意見を述べる権利」、「奨励する権利」、および「警告する権利」を持っており、政治について深く理解し、一定の影響力を行使することが可能である。しかし、日本の天皇には、象徴という地位や歴史的背景を考えると、政治以外の社会的役割を担うことに期待される部分が多い。このことは、すでに明治期に福沢諭吉が「帝室論」⁽¹⁸⁾で論じている。

つまり、天皇の慰労や激励は、国民の精神的な支えとなるのである。例えば、今上陛下は、平成三年の雲仙普賢岳噴火、平成五年の北海道南西沖地震、平成七年の阪神淡路大震災の際には、現場に赴かれ、犠牲者を悼み、被災者を慰め、救援活動に携わる人々を励まされた。昭和天皇も、終戦直後の昭和二十一年二月から全国をご巡幸され、焦土の中で希望を失いかけていた国民を励まされたのである。

天皇が被災地に赴かれ、激励されることは、それ自体、重要で意味のあることだが、関東大震災の際は、皇室から被災した各自自治体に見舞金が出賜され、復興に役立てられた。また、学術・芸術の奨励や伝統文化の保護、産業育成などに奨励金などが支出された。そうすることにより皇室と国民との一体感がいつそう深まり、一丸となって日本を理想的な国にしようという精神的支柱になるのである。しかし、現在の制度では、天皇が自由の下賜するには限界があり、その財源も充分ではない。それどころか、国家の象徴である天皇に住民税や相続税を課している状況である。

なお、イギリスの王室財産について、オックスフォード大学のバグダナ教授は、巨額の私有財産を所有するイギリス王室を、今後、確固たるものにするためには、国民感情も考慮すると、不透明な私有財産ではなく、一見すれば封建君主制に逆戻りするよう思えるが、王室財産を確定して、財産を透明にしておくことが重要であると述べている。

また、日本の天皇の公私の地位は不明確だが、イギリスの女王は明確に区別されているとする議論がある。しかし、バグダナ教授は次のように指摘しており、イギリスにおいても君主の私的部分を特定することは難しいことがわかる。君主の公的収入と私的収入とを区別し、私的収入に対してのみ課税するとの取り決めがあるが、公費に使われる収入と私費に使われる収入とを区別するのは容易ではない。君主たる地位にある者が、その責務を離れて休暇をとることは現実的に不可能だから、エリザベス女王が純粹に私的生活を計画することはできない。誠に示唆に富んだ指摘である。¹⁹⁾

皇室財産の性質、皇室費の区分、課税するべきかの問題を解決するためには、天皇の地位の公私の区分についても議論する必要がある。また、女性天皇を認めることになれば皇族の範囲について再考する必要がある。これらの問題を解決する際、現在のように解釈で対応するのか、皇室経済制度に関する法律を作つて従来曖昧であったことを明らかにするのか、重要な選択をしなければならない。いずれにしても、明治から大正期において皇室制度を調査・起草・公布したように、天皇・皇室の尊厳保持や日本の将来のことを考慮し、外国の王室制度も精査しつつ、慎重かつ十分に議論する必要がある。

〔附記〕 明治聖徳記念学会例会での発表と本紀要への執筆の機会を頂いた皇學館大学の田均教授、明治神宮教学研究センターの佐藤一伯氏、および例会発表と本稿補訂の際に貴重なご教示を頂いた京都産業大学の所功教授に、深く感謝の意を表したい。

註

- (1) 女性天皇問題については、所功「近現代の「女性天皇」論」(展転社、平成十三年)、所功「最近の「女性天皇」議論」(『歴史研究』平成十七年三月号)、所功「皇位の男系継承史と女系容認論の検証」(『歴史読本』平成十七年五月号、九二—一〇三頁)など。
- なお、皇室典範に関する有識者会議では、平成十七年四月二十五日に皇室経済制度について討議された。
- (2) 川田敬一「近代日本の国家形成と皇室財産」(原書房、平成十三年)。川田敬一「近代日本の皇室財産」(伊藤之雄・川田稔「二〇世紀日本の天皇と君主制」吉川弘文館、平成十六年、一五六—一八四頁)。
- (3) 現行『皇室典範』については、若部信喜・高見勝利『日本立法資料全集 皇室経済法』(信山社、平成四年)、川田敬一「日本国憲法制定過程における皇室財産論議」(『金沢工業大学日本学研究所』日本学研究』第七号、平成十六年、二五一—二九二頁)など。明治『皇室典範』については、小林宏・島善高『日本立法資料全集 明治皇室典範』(明治二十二年)上・下(信山社、平成八・九年)、前掲・川田「近代日本の国家形成と皇室財産」など。
- (4) 即位礼・大嘗祭違憲神奈川住民訴訟(平成十六年六月二十八日最高裁第二小法廷判決)や鹿児島大嘗祭訴訟(平成十四年七月十一日最高裁第一小法廷判決)は、知事が大嘗祭に参列したとして政教分離に反するとして住民が訴えた事例である。いずれも、知事の参列は政教分離原則に反しないとの判決(合憲)である。
- (5) 天皇・皇族の住民税については、森暢平『天皇家の財布』(新潮新書、平成十五年、一〇九—一一〇頁)、大原康男「復活すべき皇室の伝統とは」(東京財団『日本人のちから』二〇号、平成十七年)など。
- (6) 川田敬一「五箇条の御誓文」の現代的意義」(『日本』五十五卷六号、平成十七年、二六一—三二頁)。
- (7) 岩倉具視は、明治十四年提出の憲法意見書で皇位継承法は憲法とは別に起草すべきことを提言し(前掲・小林・島『日本立法資料』上、二九九—三〇一頁)、十五年には、天皇・皇室、国政の重要部分が、議会に左右されたり、憲法に制

限されたりしないほど強固な皇室財産を設定するべきだと主張している(多田好問『岩倉公実記 下』原書房、昭和四十三年、八一―九頁)。

- (8) 『枢密院会議』一、一一四―一二六、一四〇―一四二頁(東京大学出版会、昭和五十九年)。
- (9) 宮内庁書陵部所蔵『皇室財政沿革記』。帝室林野局『帝室林野局五十年史』(昭和十四年)。
- (10) Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan (Records of the Joint Chiefs of the Staff part 1. Pacific Theater).
- (11) 宮内省立案「皇室財産処理ノ法趣旨並其ノ梗概」(国立国会図書館憲政資料室所蔵「芳賀四郎関係文書」四一三)。川田敬一「終戦前後アメリカの皇室財産政策に関する基礎的考察」(『憲法論叢』六号・平成十一年、四五―六四頁)。
- (12) 「松本試案」(江藤淳『占領史録』三、講談社学術文庫、平成元年、一二三頁)。
- (13) 前掲・江藤『占領史録』一八五頁。
- (14) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』(第一法規出版、昭和五十一年)三七四頁。
- (15) 前掲『皇室財政沿革記』。
- (16) 広岡裕児『皇室・王室』がきちんとわかる本』(オーエス出版社、平成十四年)にイギリス王室について記述がある。
- (17) バシヨット『イギリス憲政論』(『世界の名著』72、中央公論新社、昭和五十五年)。
- (18) 『福沢論吉全集』第五卷(岩波書店、昭和三十八年)所収。
- (19) Vernon Bogdanor, *The Monarchy and the Constitution* (Oxford, 1995). 同書は、『英国の立憲君主政』(小室輝久・笹川隆太郎・リチャード・ハルバーシュタット訳、木鐸社、平成十五年)として翻訳された。